

「農の雇用事業」Q&A

(平成22年度募集)

平成22年5月26日

I 事業内容について

Q 1 農の雇用事業はどんな内容ですか？

農業法人等が農業経験が乏しい就農希望者を新たに雇用して、農業生産や経営ノウハウなどについて研修を行うことに対して助成する事業です。

助成の内容は次の通りです。

【実践研修支援】

農業法人や農家の方が就業希望者を正社員として新たに雇用し、当該経営体の従業員として必要な技術・経営ノウハウ等を身につけさせるために実施するOJT研修に要する経費の一部について、月額上限9万7000円を最長12ヶ月間助成します。

【語学研修費への支援】

新規就業者が定住外国人であって、日本語の語学研修を実施する場合は、月額上限3万円を最長6ヶ月間助成します。

Q 2 農の雇用事業はどこの機関が実施していますか？

全国農業会議所で実施しています。各都道府県の申請窓口は農業会議ですので、事業に関するお問い合わせや申込みは各都道府県の農業会議までお願いします。

Q 3 新規就業者が2人以上でも助成を受けられますか？

本事業の対象となる新規就業者は、1経営体あたり原則3人までとしています。申請数が実施規模を上回る場合には、1経営体当たりの助成の対象となる研修生の数を調整することがあります。

Q 4 1人の研修責任者が複数の研修生を指導できますか？

研修が適正に行えるようにするため、1人の研修責任者が同時期に指導できる研修生の数は3人までとしています。

Q 5 従業員を募集しているが、いい人が見つかりません。就業希望者の紹介などしてもらえないでしょうか？

求人の内容を登録していただければ、全国農業会議所のホームページに求人情報を掲載するほか、全国農業会議所及び各都道府県の農業会議が実施する就業相談会に参加いただくなど、求人活動に対する支援を行います。

詳しくは、全国農業会議所(03-6910-1126)または各都道府県の農業会議までお問い合わせ下さい。

Q 6 採用は決めたが農業の経験不足から早期離職などのミスマッチが心配です。事前体験をさせたいのですが支援策はありますか？

農業インターンシップ制度があります。この制度は就業後の早期離職等のミスマッチを防止することや、他の従業員とともに農作業を体験することで農業についての見識を深めることで農業就業につなげることを目的としています。対象は学生及び一般社会人で、農業法人等への採用予定者も含まれます。就業体験期間は1週間～1ヶ月とし、体験者を受け入れる農業法人等には、研修生1人当たり2万円を助成します。

II 助成金について

Q 7 助成金は誰に支払われるのですか？

助成金は、研修実施経費の一部を支援するものですので、研修を実施した農業法人等に支払われます。

Q 8 新規就業者への助成はないのですか？

新規就業者に対して助成金は支払われませんが、農業法人等に従業員として雇用されていますので、農業法人等から新規就業者に対して賃金が支払われることとなります。

Q 9 助成金は、新規就業者への賃金（の一部）として支払われるのですか？

助成金は、研修実施経費の一部を支援するものであり、新規就業者の賃金として支払うものではありません。

Q10 実践研修支援は、どのような経費に対して助成されるのですか。また、助成額、助成期間は？

研修に対する助成の対象となる経費は以下のとおりです。

- ① 農業法人等の指導者が、新規就業者に対して実施する指導に係る経費（1時間当たり上限3,000円。ただし、1人の指導者が複数の研修生を集合研修で指導する場合には、研修生の人数で割った金額）。就農に必要な資格を取得するための講習費、テキスト代、受験料
- ② 外部の講師（先進農家、専門家）が研修生に対して指導を行う際の謝金、旅費
- ③ 農場外で行われる研修等への研修生の出席旅費（先進農家の視察研修など）
- ④ 新規就業者に係る雇用保険料、労災保険料の事業主負担分

新規就業者（研修生）1人当たりの助成金は、最大で月額9万7000円または新規就業者に支払った賃金（月額）のいずれか低い金額を上限として最長12ヶ月間です。

なお、助成金の申請は4ヶ月ごとに行うこととされており、4ヶ月目の翌月中に行なわれなければ、取り消しになる場合があります。助成金の交付申請書とともに、研修記録簿なども提出していただきます。

Q11 助成対象となる資格とはどんなものですか？

研修生の研修計画に関連しており、農場での仕事を行う上で必要な資格が対象となります。

具体例としては次の資格が該当します。

- ・日本農業技術検定 ・簿記検定 ・大型特殊自動車免許（農耕車限定）
- ・フォークリフト免許 ・けん引免許 ・家畜人工受精師 ・食品衛生管理者
- ・危険物取扱者 ・販売師 ・毒劇物取扱責任者
- ・その他（研修計画等を勘案し、農業会議が認める資格）

Q12 研修を途中で中止した場合でも、助成金が支払われますか？

研修を中止した理由が、農業法人側の都合による場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合を除く）、助成金は支払えません。すでに支払った助成金も返還していただく場合があります。

研修中止の理由が、法人側の都合によらない場合（新規就業者の疾病、新規就業者側の都合による中止など）は、研修実施期間に応じて助成金を支払います。

Ⅲ 農業法人等の要件について

Q13 農業法人等の要件を教えてください？

農業法人等の主な要件は以下のとおりです。詳しい要件については、全国農業会議所または各都道府県の農業会議までお問い合わせ下さい。

- ① おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者等）であること
「農業を営む事業体」とは、農業生産による農畜産物の販売収入のある事業体。
なお、地方自治体の出資割合が50%を超える農業法人等は本事業の対象としない。
- ② もっぱら農畜産物の生産に従事する者を新たに雇用し、就農に必要な作物の栽培管理技術、家畜の飼養技術、経営ノウハウなど農業生産に必要な能力を身につけさせるための研修を行うこと
また、農産物加工技術、営業・販売など農業生産以外の研修も実施できるが、研修時間の過半は農畜産物の生産に関するものでなければならない
- ③ 研修生に対して十分な指導を行うことのできる指導者である「研修責任者」を置くこと。研修責任者は、5年以上の農業経験を有する者（経営主本人を含む。）または農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者（個人経営の場合）とする。
- ④ 研修生との間で、正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結し、原則として雇用保険、労働者災害補償保険に加入させること。なお、正規の従業員

- および雇用保険、労働者災害補償保険の加入については、次のとおりとする。
- (ア)「正規の従業員」とは、1週間の所定労働時間が当該農業法人等の他の従業員と同じ（当該農業法人等の就業実態に即したフルタイムの勤務体系であり、パート、期間雇用、季節雇用、アルバイトを除く。）であることとし、1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）は、原則として35時間以上であること。
- (イ)雇用保険及び労働者災害補償保険の加入に関しては、研修開始後2ヶ月以内に、以下の書類の写しを各都道府県の農業会議に提出すること。書類が提出されない場合、採択を取り消す。ただし、雇用保険法で定める任意適用事業に該当する場合であって、雇用保険への加入が認められない場合は、その旨を地方機関に報告すること。
- a 雇用保険提出書類：「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」
 - b 労働者災害補償保険
提出書類：「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」または、労働保険事務組合が発行する加入関係通知

- ⑤ 「農の雇用事業」に申請する研修生を、過去において雇用（正規の従業員及びパート、アルバイト、期間雇用、季節雇用を含む）していなかったこと
 - ⑥ 税務署に対して「給与支払事務所等の開設届出書」を提出すること
 - ⑦ 過去における雇用及び研修に関して、法令に違反する等のトラブルがないこと
 - ⑧ 研修の実施について、国及び地方公共団体による他の助成を受けていないこと
- ※ 他の公的助成を受けているか、これから受ける予定のある方は、各都道府県の農業会議までご相談下さい。

Q14 農業法人でなければ対象にならないのですか？

農業法人以外でも、大規模農家など従業員を雇用しうる農業経営体であれば対象となります。

Q15 雇用契約を締結しないと申し込めないのですか？また、パートやアルバイトでも良いのですか？

農業分野での雇用創出が本事業の目的の1つですので、新規就業者を正社員として雇用し、期間の定めのない雇用契約を締結していただくことを要件としています。また、パートやアルバイト、期間雇用や季節雇用は対象にしておりません。

Q16 事業実施期間中だけ雇用すればよいのですか？

本事業は、農業分野での雇用創出と将来の担い手育成を目的として実施する事業であるため、新規就業者は、本事業での研修修了後も継続して就農していただくことを原則としています（当該法人で引き続き就業する場合のほか、研修修了後に独立する、他の農業法人に転職する等当該法人以外で農業を行う場合も含まれます）。

なお、助成期間終了後に、農業法人等の都合で新規就業者を解雇した場合は、以降の本事業の実施をお断りすることもあります。

Q17 雇用保険及び労働者災害補償保険への加入は、なぜ必須要件なのですか？

本事業では、新規就業者がより良い就業環境の下で研修できるよう、また従業員を安定的に確保していくためには就業環境の整備は重要ですので、原則として雇用保険・労働災害補償保険の加入を必須としています。（ただし、従業員が5人未満の個農家の場合で、やむを得ない事情があると認められる場合は、雇用保険への加入を必須としません。詳しくは各都道府県の農業会議までご相談下さい。）

なお、本事業では、雇用保険・労働者災害補償保険料も助成金の対象となります。

Q18 農地を持たない農業事業体は農の雇用事業を利用できますか？

事業の対象を「農業生産による農畜産物の販売収入がある者」と規定していますので、単に農産加工や集出荷等を行う事業体は対象とはなりません。

Q19 農地を持たないため自らの生産による収入はありませんが、農作業受託を行っています。事業体は農の雇用事業を利用できますか？

特定農作業受託（①主な基幹作業を受託し、②収穫物についての販売名義を有し、③販売収入の処分権を有している）を行う経営体であれば利用できます。単なる作業受託だけでは利用できません。

Q20 研修は、農産物加工技術、販売能力等の関連事業についても実施できるが、研修時間の過半は関連事業以外でなければならないとされています。農業生産に関わる事業と、農業生産以外の事業の範囲を教えてください？

「農の雇用事業」で行う研修は、就農に必要な技術等を習得させるための、「作物の栽培管理技術、家畜の飼養技術、経営ノウハウなど農業生産に必要な能力を身につけさせるための研修」と併せ、「農産加工技術、販売能力等の関連事業についての研修も実施できる」とされており、研修時間の過半は農畜産物の生産に関するものでなければなりません。

関連事業とは、農業生産法人が行える事業として定義されている農業生産の「関連事業」であり、自己生産物を利用した加工、直販、貯蔵、運搬、資材製造、農作業受託、レストラン、観光農園等、農業経営に関連する事業です。なお、関連事業のうち、農作業の受託作業時に行う研修は農業生産に係る研修に含めます。

IV 新規就業者(研修生)の要件について

Q21 新規就業者の年齢制限はありますか？

年齢制限は設けませんが、将来の農業の担い手を確保する観点から、若い方を優先したいと考えています。

Q22 新規就業者は、これまで農業経験がまったくない者でないと対象にならないのですか？

農業経験がまったくない方のほか、研修経験はあるが農業で就業したことが無い方、農業での就業期間が3年未満と短く研修が必要と思われる方も対象となります。

Q23 以前に他の農業法人等で「農の雇用事業」の研修を受けたことのある従業員は、対象になりますか？

対象になりません。

Q24 外国人研修生・技能実習生は、本事業の対象となりますか？

外国人研修生・技能実習制度は、途上国等の人材育成を目的としたものであり、また研修生・技能実習生は永住権がないため、本事業の対象とはなりません。

なお、在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」「特別永住者」のいずれかに該当する外国人の方は本事業の対象となります。

Q25 自分の子供を新規就業者として雇い入れて申し込めますか？

経営の代表者の親族（3親等以内）は、原則として本事業の対象となりません。ただし、①親族以外の雇用保険被保険者のいる雇用保険適用事業所に適用され、かつ、親族である研修生が他の従業員と同様の就業条件である場合と、②集落営農組織の場合は対象となります。

Q26 将来、独立就農を希望している者も対象となりますか？

本事業の要件を満たしていれば、将来独立することを目標にして、農業法人に就業して技術や経営ノウハウを習得しようとする者も対象となります。

ただし、この場合でも農業法人等と雇用契約を締結する必要があります。

Q27 事業を利用する法人等ですでに働いていた人は研修生になれますか？

以前に、当該法人の従業員、（パート、アルバイト、季節雇用、期間雇用も含みます）として働いたことのある新規就業者（研修生）は対象になりません。

Q28 以前に、別の農場で農の雇用事業の研修を受けていた人を採用しましたが、私の農場でも研修生として申請できますか？

過去に本事業の対象となったことのある新規就業者（研修生）は、対象になりません。